

# 平成24年度以降の新たな沖縄振興策

内閣府沖縄担当部局

## 振興策全体の基本方向

- ①沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展
- ②我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成

平成24年度沖縄振興予算の総額:2,937億円 うち一括交付金:1,575億円

## 沖縄県の自主性の発揮

### 【予算】

- より自由度の高い沖縄の**一括交付金**を創設
  - ・沖縄振興特別推進交付金:803億円
  - ・沖縄振興公共投資交付金:771億円

### 【税制】

- 観光・産業の地域制度について、**県知事が地域指定**を行う仕組みに変更

### 【法制】

- 新たな沖縄振興計画(仮称)は、**県が策定主体**となり、国が支援

## 沖縄の優位性・潜在性を生かした産業の振興

### 【予算】

- 道路や空港の整備など国直轄事業を中心とした公共事業関係費等(1,111億円)

### 【税制】

- 情報特区、金融の特区の拡充
  - ・**所得控除率の引上げ**(35%→40%)
  - ・**専ら要件の緩和** 等
- 「**国際物流拠点産業集積地域**(仮称)」、「**産業高度化・事業革新促進地域**(仮称)」、「**観光地形成促進地域**(仮称)」の創設
- 発電用特定石炭、LNGに係る石油石炭税の免税
- 酒税、揮発油税の軽減
- 航空機燃料税の軽減(**宮古島・石垣島・久米島一本土間の追加**)
- 沖縄型特定免税店制度**の拡充

## その他

### 【予算】

- 新たな**北部振興事業**の推進(50億円)
- 不発弾対策経費**を大幅に増額し、より一層強力に推進(24億円)
- 沖縄科学技術大学院大学**における沖縄の特性を活かした教育研究事業等を推進(104億円)
- 新たな公共交通システムの在り方の検討のため、**鉄軌道**等導入課題検討基礎調査を実施(1億円)

### 【税制】

- 特定の**駐留軍用地**内の土地を地方公共団体又は土地開発公社に譲渡した場合の**譲渡所得控除制度**(5,000万円)を新設

### 【法制】

- 新たな沖縄振興法制について、平成24年の通常国会に法案提出
- 駐留軍用地の跡地利用に関する規定を一元化した法案を平成24年の通常国会に提出

## 平成24年度 内閣府沖縄担当部局予算のポイント

- 平成24年度は現行の「沖縄振興特別措置法」の期限到来後の新たな沖縄振興のスタートを切る重要な年度。
- 沖縄振興予算については、極めて厳しい財政状況の下、沖縄県の要望に最大限応え、前年度を大幅に上回り、総額2,937億円（前年度2,301億円、対前年度比636億円増、127.6%）（東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費56億円を含む）を確保。
- 沖縄振興のための新たな一括交付金については、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる制度として「沖縄振興一括交付金」を創設し、1,575億円を計上。
- 沖縄振興一括交付金は、沖縄独自の制度とし、投資的経費について現行の沖縄振興自主戦略交付金の全国並びを上回る拡充を行うとともに、経常的経費や市町村事業も対象とする。

### I. 沖縄振興一括交付金（1,575億円）

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金を創設（補助金等適正化法を適用）。

#### ①【沖縄振興特別推進交付金】803億円 交付率：8／10

他にはない経常的経費に係る沖縄独自の制度として、「沖縄振興特別推進交付金」を創設。

執行手続きを可能な限り簡素合理化するとともに、原則内閣府執行とする。対象事業は、沖縄振興に資するソフト事業などとする。

#### ②【沖縄振興公共投資交付金】771億円 交付率：既存の高率補助を適用

沖縄振興自主戦略交付金を全国制度（地域自主戦略交付金）と同様に拡充するのに加え、更に沖縄独自に対象範囲の拡大を図り、「沖縄振興公共投資交付金」を創設。

予算執行の責任の明確化などの観点から、これまでの事業と同様、原則各省に移し替えて執行。

## Ⅱ. 一括交付金以外

- ① <sup>おろく</sup>小禄道路や新石垣空港など産業の発展を支える道路や空港の整備、県民生活を支える学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業を中心とした公共事業関係費等を計上。  
(1, 111億円)
- ② 県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業を実施。(50億円)
- ③ 沖縄になお多く残る不発弾等の処理を一段と加速するため、広域探査を更に推進するとともに、新たに民間による住宅等の開発工事における不発弾等探査に対する補助制度を試行的に実施するなど、不発弾等対策経費を大幅に増額し、より一層強力に推進。(24億円)
- ④ 科学技術の振興を図るため、平成24年秋に開学予定の沖縄科学技術大学院大学において学生の受け入れを開始するとともに、沖縄の特性を活かした教育研究事業等を推進し、教育研究機関としての根幹をなす第三研究棟の設計に着手。(104億円)
- ⑤ 新たな公共交通システムの在り方の検討のため、鉄軌道等の需要予測モデルの構築等を行ったこれまでの調査結果を踏まえ、想定ルート案を基にした諸課題の検討や県民の意識調査等を実施。  
(1億円)

# 沖縄振興一括交付金

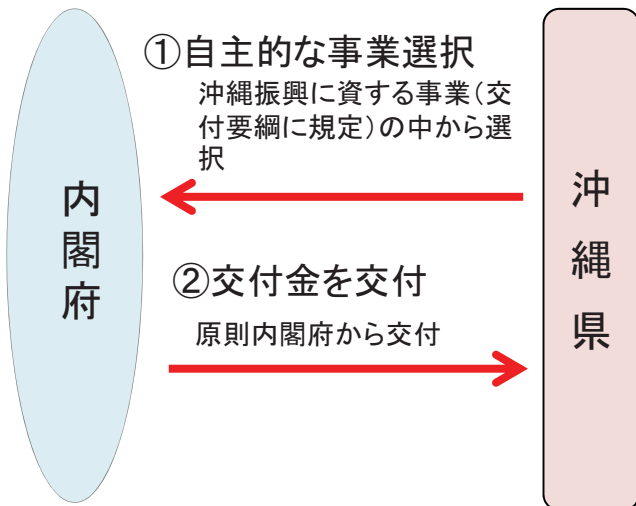
- 沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金を創設。
- 新たな沖縄振興法制に明記。
- 全国制度の一括交付金にはない「経常的経費」「市町村事業」をも対象。
- 補助金等適正化法を適用。交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業に要する費用に充てるための交付金を創設。
- 経常的経費である「沖縄振興特別推進交付金」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金」に区分。

## 【スキーム】

### 沖縄振興特別推進交付金 (803億円)

年度途中に新たな事業ニーズにも対応可能とするとともに、沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに原則内閣府で執行する沖縄独自の制度として創設。

執行手続きを可能な限り簡素合理化。



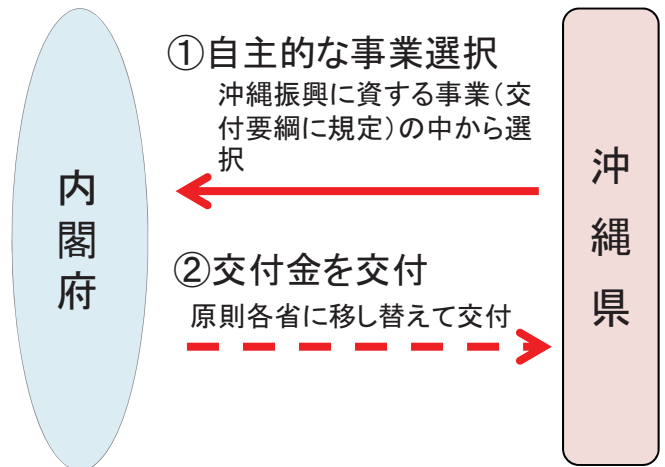
<交付率> 8/10

#### <対象事業>

- ・ 沖縄振興に資するソフト事業など

### 沖縄振興公共投資交付金 (771億円)

現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充(全国並び)するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大し創設。



#### <交付率>

- ・ 既存の高率補助を適用

#### <主な対象事業>

- ・ 交通安全施設整備費補助金の一部 (警察庁)
- ・ 学校施設環境改善交付金の一部 (文部科学省)
- ・ 水道施設整備費補助の一部 (厚生労働省)
- ・ 医療施設等施設整備費補助金 (〃)
- ・ 農山漁村地域整備交付金 (農林水産省)
- ・ 農山漁村活性化対策整備交付金の一部 (〃)
- ・ 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部 (〃)
- ・ 水産業強化対策整備交付金の一部 (〃)
- ・ 社会資本整備総合交付金の一部 (国土交通省)

平成24年度内閣府沖縄担当部局予算

(単位：百万円、%)

事 項	平成24年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対 前 年 度 比	
			増 △ 減 額	比 率
1 沖 縄 振 興 一 括 交 付 金	157,456	0	157,456	皆 増
(1) 沖 縄 振 興 特 別 推 進 交 付 金	80,340	0	80,340	皆 増
(2) 沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金	77,116	0	77,116	皆 増
2 公 共 事 業 関 係 費 等	111,107	159,965	△ 48,858	69.5
(1) 公 共 事 業 関 係 費	106,051	144,600	△ 38,549	73.3
(2) 沖 縄 教 育 振 興 事 業 費	5,056	10,726	△ 5,670	47.1
(3) 前 年 度 限 り の 経 費	0	4,639	△ 4,639	皆 減
3 駐 留 軍 用 地 跡 地 利 用 促 進 経 費	71	75	△ 4	94.7
4 沖 縄 米 軍 基 地 所 在 市 町 村 活 性 化 特 別 事 業 費	2,607	473	2,134	551.1
5 沖 縄 北 部 連 携 促 進 特 別 振 興 事 業 費	2,500	0	2,500	皆 増
6 戦 後 処 理 経 費	2,480	1,658	821	149.5
(1) 不 発 弾 等 対 策 経 費	2,350	1,608	742	146.2
(2) 対 馬 丸 遭 難 学 童 遺 族 給 付 経 費	13	20	△ 7	66.0
(3) 対 馬 丸 平 和 祈 念 事 業 経 費	10	6	4	165.5
(4) 位 置 境 界 明 確 化 経 費	10	9	2	118.2
(5) 沖 縄 戦 関 係 資 料 閲 覧 室 事 業 経 費	14	15	△ 1	93.3
(6) 所 有 者 不 明 土 地 問 題 の 解 決 に 向 け た 予 備 的 調 査	81	0	81	皆 増
7 沖 縄 科 学 技 術 大 学 院 大 学 学 園 関 連 経 費	10,379	11,884	△ 1,505	87.3
(1) 沖 縄 科 学 技 術 大 学 院 大 学 学 園 運 営 費	9,685	10,482	△ 797	92.4
(2) 沖 縄 科 学 技 術 大 学 院 大 学 学 園 施 設 整 備 費	694	1,402	△ 708	49.5
8 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 補 給 金	1,404	1,411	△ 7	99.5
9 鉄 軌 道 等 導 入 課 題 検 討 基 礎 調 査	100	0	100	皆 増
10 沖 縄 振 興 推 進 調 査 費	90	0	90	皆 増
11 そ の 他 の 経 費	5,525	5,570	△ 45	99.2
12 前 年 度 限 り の 経 費	0	49,068	△ 49,068	皆 減
合 計	293,719 (うち復旧・復興対 策経費 5,610)	230,105	63,614	127.6

※ 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

# 公 共 投 資

(単位：百万円、%)

事 項	平成24年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対 前 年 度 比	
			増 △ 減 額	比 率
○ 公共事業関係費	106,051	144,600	△ 38,549	73.3
1 治 山 治 水	4,987	7,995	△ 3,008	62.4
治 水	4,515	7,465	△ 2,950	60.5
治 山	461	519	△ 58	88.8
海 岸	11	11	0	100.0
2 道 路	29,032	29,622	△ 590	98.0
3 港 湾 空 港	21,846	21,579	267	101.2
港 湾	14,400	14,393	7	100.0
空 港	7,446	7,186	260	103.6
4 住 宅 都 市 環 境	6,417	5,930	487	108.2
都 市 環 境	6,417	5,930	487	108.2
5 水 道 廃 棄 物 処 理 等	8,357	9,160	△ 803	91.2
水 道	2,328	2,587	△ 259	90.0
廃 棄 物	913	1,347	△ 434	67.8
都 市 公 園	5,116	5,226	△ 110	97.9
6 農 林 水 産 基 盤	14,740	18,153	△ 3,413	81.2
農 業 農 村 整 備	10,556	10,556	0	100.0
森 林 整 備	261	251	10	104.0
水 産 基 盤 整 備	3,923	4,109	△ 186	95.5
農 山 漁 村	0	3,237	△ 3,237	皆 減
7 社 会 資 本 総 合 整 備	18,172	48,661	△ 30,489	37.3
8 推 進 費	2,500	3,500	△ 1,000	71.4
○ 施 設 費	5,750	13,838	△ 8,088	41.6
1 公 立 文 教 施 設	5,056	10,726	△ 5,670	47.1
2 大 学 院 大 学 施 設	694	1,402	△ 708	49.5
3 前 年 度 限 り の 経 費	0	1,711	△ 1,711	皆 減
○ 沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金	77,116	0	77,116	皆 増
○ 沖 縄 振 興 自 主 戦 略 交 付 金	0	32,148	△ 32,148	皆 減
公 共 投 資 計	188,917	190,586	△ 1,670	99.1

## 「日本再生重点化措置」の概要（沖縄担当部局）

〔単位：百万円〕

### （「要望」事項）

77,299

- 沖縄振興一括交付金〔地域活性化（新たな沖縄振興政策）〕 71,215
  - ・ 沖縄振興特別推進交付金 64,739  
沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づき実施できる、「沖縄振興特別推進交付金」を創設する。
  - ・ 沖縄振興公共投資交付金 6,475  
地域自主戦略大綱に沿って、地域の自由裁量の拡大による地域活性化を図るための沖縄振興自主戦略交付金の全国並びの拡充とともに、沖縄独自に対象範囲を拡大した、「沖縄振興公共投資交付金」を創設する。
- 沖縄振興施策（沖縄における国際的に卓越した科学技術に関する教育研究推進事業）〔地域活性化（新たな沖縄振興政策）〕 1,511  
沖縄科学技術大学院大学において、沖縄の海洋環境等を生かし国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うとともに、世界トップレベルの教員や学生を獲得するための魅力的な教育研究環境を整備することにより、「新成長戦略」における「最先端研究施設・設備や支援体制等の環境整備により国内外から優秀な研究者を引き付けて国際頭脳循環の核となる研究拠点」の形成を図り、もって沖縄の振興や自立的発展、世界の科学技術の発展に寄与する。
- 沖縄における「自立的発展・競争力強化」に向けた産業・暮らし基盤整備の推進（公共事業関係）〔地域活性化（新たな沖縄振興政策）〕 4,573  
沖縄はアジアと近接している地理的特性や文化的親和性、全国が人口減少に向かう中で的人口増加など、その発展可能性を活かすことにより、交流と共生を通じて、アジアと世界に繋がり、我が国の一翼を担い、世界へ貢献し、発展していくことが可能となる素地を数多く有している。このようなポテンシャルを社会資本整備の面から、より強固なものとすることにより、沖縄在住の方々がより一層郷土に対し誇りを持つのみならず、国内外を問わず世界中から「暮らしたい」と思われる県土づくりを目指す。

### （「東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費」）

- 沖縄における災害に強い社会基盤整備の促進 5,610  
東日本大震災の教訓を踏まえ、島嶼県としての地理的特性等を考慮した早急な対策が求められることから、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく災害に強い社会基盤整備を促進。

## 平成24年度 内閣府沖縄担当部局 税制改正のポイント

- 現行の沖縄振興特別措置法が本年度で期限を迎えることに伴う、新たな沖縄振興のための必要かつ効果的な税制措置。
- 沖縄の優位性・潜在性を発揮し、自立型経済の更なる発展につながる産業の育成を図るため、現行の地域制度を見直し、新たに「国際物流拠点産業集積地域（仮称）」、「産業高度化・事業革新促進地域（仮称）」、「観光地形成促進地域（仮称）」を創設。
- 物流・情報・金融の経済特区については所得控除率の引上げや専ら要件の緩和、観光・産業の地域制度については知事が地域指定を行う仕組みへの変更など、使い勝手を改善。
- その他、交通コストの低減、離島振興、電気の安定的かつ適正な供給、県民生活支援などの税制措置。

### I 地域制度に係る横断的な主な改正内容

#### 経済特区（物流・情報・金融）共通

沖縄の優位性・潜在性を最大限に発揮できるよう、制度の深掘りと使い勝手の改善として、

- 所得控除率の引上げ（35%→40%）
- 専ら要件の緩和（常時使用全従業員数の20%又は5人（情報特区、金融特区は3人）のいずれか多い人数以下であって特定の付随的業務のみを行う事業所であれば、所得控除を受ける法人であっても特区外に設置が可）

#### その他の地域制度（観光・産業）共通

沖縄県の自主性・自立性を高める観点から、地域の実情や特性等に密接に関連している観光振興や産業高度化・事業革新促進（イノベーション）に係る地域制度については、知事が地域を指定（主務大臣の同意不要）することができるように変更

### II 分野別の主な改正内容

#### モノ（物流・産業）

- （1）沖縄の地理的優位性を生かし、アジア主要都市を結節する物流拠点形成を図りつつ、高付加価値モノづくり企業等の新たな臨



空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を目指すため、

○「国際物流拠点産業集積地域（仮称）」制度を新設

（２）産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、

○地域指定や事業者認定を沖縄県知事が行い、地域特性を活かした産業振興を推進する「産業高度化・事業革新促進地域（仮称）」制度を新設

### ヒト（観光）

外国人観光客の拡大、観光の高付加価値化、沖縄独特の自然環境や文化の活用などに対応するため、

○地域指定を沖縄県知事が行い、地域の特色を活かした魅力的な観光地づくりを推進する「観光地形成促進地域（仮称）」制度を新設

○沖縄型特定免税店制度については、対象に空路客だけでなく、海路客を追加するとともに、空港外店舗の面積要件を緩和

### 情報（IT）

情報通信関連産業を沖縄により一層集積させるとともに高付加価値化を図り、災害リスク分散等に対応したデータのバックアップの機能等を強化するため、

○対象事業の追加等により、「情報通信産業振興地域制度・情報通信産業特別地区」制度を拡充

### カネ（金融）

金融業及び金融関連業の更なる集積及び高度化を図るため、

○対象事業の追加により、「金融業務特別地区」制度を拡充

### 電気の安定的かつ適正な供給

多くの離島を抱え、他地域と電力系統が連結されていないなど、電力供給面の脆弱性を有している沖縄において、電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、

○発電用石炭に係る石油石炭税の免税措置について、適用対象にLNGを追加し、延長（効果検証も併せて実施）

○電気用事業資産に係る固定資産税の軽減措置を延長

#### 交通・離島

交通コストの低減を図るとともに、海洋島しょ圏を支える沖縄の振興を図るため、

○沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を延長するとともに、対象路線に宮古島・石垣島・久米島と本土間を追加

○離島における旅館業用建物等に係る特別償却制度を延長

#### 地域振興と県民生活の支援

地域産業の振興、雇用の確保、移出産業の育成などの沖縄経済の発展に寄与するとともに、県民生活及び産業経済の安定を図るため、

○沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置を延長

○沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を延長  
(効果検証も併せて実施)

#### 駐留軍用地跡地利用の促進

駐留軍用地の返還後の円滑な跡地利用の促進に資するため、

○特定の駐留軍用地内の土地を地方公共団体又は土地開発公社に譲渡した場合の譲渡所得控除(5,000万円)を新設

# 平成 24 年度税制改正（沖縄関連）

平成 23 年 12 月  
内閣府沖縄担当部局

沖縄関連税制については、平成 24 年度税制改正大綱において、下記のとおり措置されました。

## 記

### 6. 沖縄関連税制

沖縄振興等に関する税制について、沖縄振興特別措置法等の改正を前提に、次の措置を講じます。

#### 〔国税〕

#### （1）沖縄の特別地区制度等に係る措置（法人税）

##### ① 国際物流拠点産業集積地域（仮称）に係る税制措置の創設

国際物流拠点産業集積地域（仮称。以下同じです。）に係る次の制度を創設します（特別償却制度は、所得税についても同様とします。）。

（注）本措置（次のイ及びロ）の対象区域は、那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の主務大臣が指定する地域とします。

##### イ 国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度

青色申告書を提出する内国法人で、国際物流拠点産業集積地域の指定の日以後に設立され、同地域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら対象事業<sup>（注1）</sup>を営むものであって、その指定の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に主務大臣の認定を受けた法人（自ら製造した製品の販売を行うために同地域外に事業所を有する製造業を営む法人等も、一定の要件<sup>（注2）</sup>を満たす場合には対象とします。）については、その設立後 10 年間、所得の金額の 40%の所得控除ができることとします。

（注 1）本措置の対象事業は、製造業、倉庫業、こん包業、特定の機械等修理業及び特定の無店舗小売業とします。

（注 2）一定の要件とは、国際物流拠点産業集積地域外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の 20%又は 5 人のいずれか多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は 20 人以上とします。

##### ロ 国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等の取得等をした場合の特別償却又は税額控除制度

青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域において、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、一の

生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置及び特定の建物等の取得等をして製造業等<sup>(注1)</sup>の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額<sup>(注2)</sup>の50%（建物等については、25%）の特別償却とその取得価額<sup>(注2)</sup>の15%（建物等については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします。また、上記イの制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。

（注1）本措置の対象事業は、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特別償却及び税額控除制度の対象事業である製造業等のほか、国際物流拠点における物資の流通に係る機械等修理業及び無店舗小売業並びに貸倉庫業とします。

（注2）対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、これらの制度の創設に伴い、次の現行制度は適用期限の到来をもって廃止します（特別償却制度は、所得税についても同様とします）。

- ・ 特別自由貿易地域における認定法人の所得控除制度
- ・ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特別償却及び税額控除制度

## ② 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域に係る税制措置の拡充・延長

イ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

(イ) 専ら対象区域内において事業を営むとの要件を緩和し、一定の要件<sup>(注)</sup>を満たす場合には、対象区域外において回線設備の保守管理業務を行うための事業所を有する特定情報通信事業を営む法人等を対象に追加します。

（注）一定の要件とは、情報通信産業特別地区外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は3人のいずれか多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は10人以上です。

(ロ) 所得控除割合を40%（現行35%）に引き上げます。

(ハ) 対象事業にバックアップセンター事業及びセキュリティーデータセンター事業を追加します。

(ニ) 対象区域にうるま市を追加します。

ロ 情報通信産業振興地域において電気通信業等の事業の用に供する設備の取得等をした場合の税額控除制度について、対象事業に特

定のインターネット付随サービス業及びビジネス・プロセス・アウトソーシング業を追加した上、その適用期限を5年延長します。

③ 金融業務特別地区に係る税制措置の拡充・延長

イ 金融業務特別地区における認定法人の所得控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

(イ) 専ら対象区域内において事業を営むとの要件を緩和し、一定の要件<sup>(注)</sup>を満たす場合には、対象区域外に情報収集・調査を行うための事務所を有する金融業を営む法人等を対象にします。

(注) 一定の要件とは、金融業務特別地区外の事業所に勤務する従業員数の合計が常時使用全従業員数の20%又は3人のいずれか多い人数以下であることをいいます。なお、常時使用全従業員数は10人以上です。

(ロ) 所得控除割合を40%（現行35%）に引き上げます。

(ハ) 対象事業に特定の自主規制業務を追加します。

(注) 特定の自主規制業務とは、金融商品取引所の委託を受けて行う金融商品取引法第85条第4項に規定する特定業務をいいます。

ロ 金融業務特別地区において金融業務に係る事業の用に供する設備の取得等をした場合の税額控除制度について、対象事業に特定の自主規制業務を追加した上、その適用期限を5年延長します。

④ 観光地形成促進地域（仮称）に係る税制措置の創設

青色申告書を提出する法人が、沖縄県知事が策定する観光地形成促進計画（仮称。以下同じです。）に定められている観光地形成促進地域（仮称。以下同じです。）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、特定民間観光関連施設<sup>(注1)</sup>を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が5,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る特定の機械装置及び特定の建物等の取得等をして事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額<sup>(注2)</sup>の15%（建物等については、8%）の税額控除を適用できることとします。ただし、控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができません。

(注1) 特定民間観光関連施設とは、現行の観光振興地域に係る税額控除制度における特定民間観光関連施設に次の見直しを行ったものとしてします。

イ 対象となる温泉保養施設に備えることとされているものから運動室を除外します。

ロ 対象となる休養施設に、海外観光客等を対象とした健康管理増進を図る施設を追加します。

ハ 対象となる会議場施設について、他の要件を満たしている限りにおいて、宿泊の用に供する施設を備えた会議場施設を含めることとします。

(注2) 対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、この制度の創設に伴い、現行の観光振興地域に係る税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止します。

⑤ 産業高度化・事業革新促進地域（仮称）に係る税制措置の創設

青色申告書を提出する法人で沖縄県知事の認定を受けたものが、沖縄県知事が策定する産業高度化・事業革新促進計画（仮称。以下同じです。）に定められている産業高度化・事業革新促進地域（仮称。以下同じです。）において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるもの）の新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置、特定の器具備品及び特定の建物等の取得等をして製造業等<sup>(注1)</sup>の事業の用に供したときは、その事業の用に供した事業年度において、その取得価額<sup>(注2)</sup>の34%（建物等については、20%）の特別償却とその取得価額<sup>(注2)</sup>の15%（建物等については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします（特別償却制度は、所得税についても同様とします。）。

(注1) 本措置の対象事業は、製造業等、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業等とします。

(注2) 対象資産の取得価額の合計額のうち本措置の対象となる金額は20億円を限度とします。

なお、この制度の創設に伴い、次の現行制度は適用期限の到来をもって廃止します（イのうち特別償却制度並びにロ及びハは、所得税についても同様とします。）。

イ 産業高度化地域に係る特別償却及び税額控除制度

ロ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除制度

ハ 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却制度

⑥ 離島に係る税制措置の延長

離島の地域において旅館業用建物等の取得等をした場合の特別償却制度の適用期限を5年延長します（所得税についても同様とします。）。

(2) その他の措置（所得税、消費課税）

① 駐留軍用地の買取りに係る譲渡所得特別控除の拡充

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とします（法人税についても同様とします。）。

② 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の延長・拡充

沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置について、適用対象に沖縄県において発電の用に供するLNGを追加した上、その適用期限を3年延長します。なお、当該措置は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を目指すものであり、事業者における経営効率化等の努力と相まって効果をもたらすことに留意し、今後、当該事業者の具体的な取組みと併せ電気料金の引下げ効果等に係る検証を行うこととします。

（注）上記の適用対象に追加されるLNGについては、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についても免税とします。

③ 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、適用対象に宮古島、石垣島又は久米島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除きます。）との間を航行する航空機を追加した上、その適用期限を2年延長します。

④ 沖縄の復帰に伴う特別措置の延長

イ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を5年延長します。

ロ 揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を3年延長します。なお、揮発油の小売価格の引下げ効果等について検証することとします。

〔地方税〕

(1) 沖縄の特別地区制度等に係る措置（法人住民税及び法人事業税）

① 国際物流拠点産業集積地域に係る税制措置の創設に伴い、次の措置

を講じます。

イ 青色申告書を提出する内国法人で、国際物流拠点産業集積地域の指定の日以後に設立され、同地域内に本店又は主たる事務所を有し、専ら対象事業を営むものであって、その指定の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に主務大臣の認定を受けた法人等について、その設立後 10 年間、できることとされる法人税の所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域において、平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る機械装置及び特定の建物等の取得等をして製造業等の事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。

② 情報通信産業特別地区及び情報通信産業振興地域に係る税制措置の拡充・延長に伴い、次の措置を講じます。

イ 見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長することとされる情報通信産業特別地区における認定法人の法人税の所得控除制度について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 対象事業を追加した上、その適用期限を 5 年延長することとされる情報通信産業振興地域において電気通信業等の事業の用に供する設備の取得等をした場合の法人税の税額控除制度を法人住民税に適用します。

③ 金融業務特別地区に係る税制措置の拡充・延長に伴い、次の措置を講じます。

イ 見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長することとされる金融業務特別地区における認定法人の法人税の所得控除制度について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

ロ 対象事業を追加した上、その適用期限を 5 年延長することとされる金融業務特別地区において金融業務に係る事業の用に供する設備の取得等をした場合の法人税の税額控除制度を法人住民税に適用します。

④ 観光地形成促進地域に係る税制措置の創設に伴い、青色申告書を提出する法人が、沖縄県知事が策定する観光地形成促進計画に定められている観光地形成促進地域において、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、特定民間観光関連施設を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 5,000 万円を超えるものの新增設をする場合で、その新增設に係る特定の機械装置及び特定の建物等の取得等



をして事業の用に供したときにできることとされる法人税の税額控除を法人住民税に適用します。

- ⑤ 産業高度化・事業革新促進地域に係る税制措置の創設に伴い、青色申告書を提出する法人で沖縄県知事の認定を受けたものが、沖縄県知事が策定する産業高度化・事業革新促進計画に定められている産業高度化・事業革新促進地域において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械装置及び特定の器具備品については、その取得価額の合計額が500万円を超えるもの）の新増設をする場合で、その新増設に係る機械装置、特定の器具備品及び特定の建物等の取得等をして製造業等の事業の用に供したときに選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。
- ⑥ 適用期限を5年延長することとされる離島の地域において旅館業用建物等の取得等をした場合の特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講じます。

## （2）その他の措置（個人住民税、資産課税）

### 〈個人住民税〉

- ① 沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき指定された特定駐留軍用地内の土地を同法の規定による特定事業の用に供するため、買取りの協議に基づき地方公共団体等に譲渡をした場合の譲渡所得について、当該譲渡を収用交換等による譲渡とみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除の対象とします（法人住民税及び法人事業税についても同様とします。）。

### 〈固定資産税〉

- ② 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長します。

### 〈事業所税〉

- ③ 沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において一定の物流等の事業の用に供する施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。
- ④ 沖縄振興特別措置法に基づき指定される情報通信産業振興地域に

において一定の情報通信産業の事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象事業を拡充した上、その適用期限を5年延長します。

- ⑤ 沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域における一定の観光関連の特定施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。

なお、この措置の創設に伴い、現行の観光振興地域における資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置は適用期限の到来をもって廃止します。

- ⑥ 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域において一定の産業の事業の用に供する施設について、資産割に係る事業所税の課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を5年間講じます。

なお、この措置の創設に伴い、現行の産業高度化地域における資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置は適用期限の到来をもって廃止します。

#### 〔関税〕

- (1) 国際物流拠点産業集積地域に係る選択課税制度等の創設

国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等において外国貨物を原料として製造された製品を平成29年3月31日までに輸入する場合に、本来の原料課税に代えて製品課税を選択できる制度（選択課税制度）を創設します。また、同地域における保税蔵置場等の許可手数料について軽減措置を講じます。

なお、この制度の創設に伴い、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る選択課税制度等を廃止します。

- (2) 特定免税店制度の拡充・延長

国内旅行者向けの免税店の制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を5年延長します。

- ① 現在対象としている空路により出域する旅客に加え、海路により出域する旅客を対象とします。
- ② 特定販売施設に係る面積要件を緩和します（特定小売施設及び特定飲食施設の合計で現行10,000㎡以上を2,000㎡以上、免税店部分について現行5,000㎡以上を1,000㎡以上とします。）。